

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市農業委員会会長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年5月30日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>6 その他の事務</b> 各種団体の出納事務を適切に行うべきもの  (報告書 10 ページ)</p> <p>エ 領収書の添付ができないものについて、主務者が支払証明を行っていた。支払証明は領収書等の支出証拠書類が受理できない場合に作成するもので、主務者とは別の者が相手の受領を確認することが必要である。 適切な事務処理を徹底されたい。 (農業委員会事務局)</p>	<p>本件は、昨年 5 月に大町市で開催された長野県 19 市農業委員会協議会総会において、退任した 4 市の農業委員会長に記念品代として現金を贈呈したもので、領収書が受理できないことから主務者の支払証明で処理した。 出張には同行者もいることから、本年 5 月に上田市で開催された同協議会総会の支払から別の者が受領を確認するよう改善を図った。 (農業委員会事務局)</p>